

1. 1,250m                      2. 5,000m                      3. 500m                      4. 2,500m

1. 八重山列島に位置する日本最西端の島であり、台湾との距離が近い。
2. 知床半島の北東に連なる島々の一つであり、日本最北端の地点である。
3. 小笠原諸島に属する日本最南端の島であり、サンゴ礁が発達している。
4. 太平洋上に位置する日本最東端の島であり、東京都に属している。

1. 多くの島々が山岳地帯を形成しているため、水田稲作に適した広大な平野部が広がり、米の生産量が全国トップクラスとなっている。

2. 離島の存在により内陸部へのアクセスが制限されるため、内陸工業地域における製造品出荷額が全国平均を大きく上回っている。

3. 離島を含む多くの島々によって海岸線が長くなり、広大な排他的経済水域を持つため、海面漁獲量の確保に有利な条件となっている。

4. 離島の周辺海域は水深が非常に深いため、大規模な埋め立てによる臨海工業地帯の造成が他県よりも容易に進められている。

茨城県公立入試 類似)

|                                                         |                                                            |                                                                  |                                                               |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1. 食糧事情の悪化により死亡率が上昇したため、20歳未満の人口割合が減少し、年金制度の担い手が急増している。 | 2. 景気拡大による労働力需要の増加で出生率が上昇したため、20歳未満の人口割合が増加し、待機児童問題が解消された。 | 3. 医療技術の向上で平均寿命が延びる一方で、出生率が低下したため、20歳未満の人口割合が減少し、労働力の不足が懸念されている。 | 4. 都市部への人口集中により地方の出生率が急増したため、20歳未満の人口割合が増加し、学校施設の不足が問題となっている。 |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|

1. 排他的経済水域の面積は約317万平方キロメートルであるが、国土面積が広大であるため、その比率は0.4倍を下回っている。
2. 内陸国であるため排他的経済水域を持たず、近隣諸国の水域を共同で利用している。
3. 排他的経済水域の面積が約447万平方キロメートルであり、国土面積の11倍を超える非常に高い割合を示している。
4. 国土面積が非常に広いため、排他的経済水域の面積が国土面積を下回っている。

1. 沿岸から十二海里までの範囲で、その国の主権が及び、領土や領空とともに「領域」を構成する水域。
2. 沿岸から二百海里までの範囲で、魚などの水産資源や海底の鉱物資源を、沿岸国が独占的に管理できる水域。
3. 日本の南端に位置する沖ノ鳥島を中心に設定され、他国の船が一切通行できない軍事的な封鎖水域。
4. 公海の一部として扱われ、どの国の法律も適用されずにすべての国が自由に資源を採取できる水域。

1. 12海里までの水域は他国の船が一切通行できないが、200海里までの水域は他国の漁船が自由に魚を獲ることができる。

2. 12海里までの水域は干潮時の海岸線から測定されるが、200海里までの水域は満潮時の海岸線から測定されるという基準の違いがある。

3. 12海里までの水域は国の主権が及び領域の一部であるが、200海里までの水域（領海を除く）は資源の権利が認められるが領域には含まれない。

4. 12海里までの水域は経済活動のみが制限される海域であり、200海里までの水域は国の法律が全面的に適用される領域である。

1. 人口密度                  2. 第1次産業就業者比率                  3. 耕地面積の割合                  4. 老年人口の割合

1. 東経135度の経線      2. 北緯35度の緯線      3. 東経140度の経線      4. 西経135度の経線

1. 第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約において、日本が明確に放棄した領土に含まれている点
2. 日本が実効支配しており、他国との間に解決すべき領有権の問題は存在しないと主張している点
3. かつて日本人が居住していた歴史があり、現在も返還を求める元島民による活動が続けられている点
4. 歴史的に一度も他国の領土になったことがないにもかかわらず、現在は中国によって実効支配されている点

1. どの国の主権も及ばないため、世界中のどの国の漁船でも自由に資源を確保することが許されている。

2. その海域における魚などの水産資源や、海底にある鉱物資源の探査・開発を独占的に行うことができる。

3. 自国の領土と同様に主権が及ぶため、他国の船舶がこの海域を通過することは一切認められない。

4. 海岸線から12海里までの範囲を指し、上空についても自国の領空として独占的な管理権を持つ。

1. 水産資源の確保や海底の鉱物資源の開発を独占的に行うことができる。
2. この海域の上空を他国の航空機が通過することを全面的に制限できる。
3. 他国の船舶がこの海域を航行することを一切禁止することができる。
4. 領海と全く同じ扱いになるため、他国の活動は一切認められない。